

平成二十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令を次のように定める。

（法第二十条第六項第九号の主務省令で定める関係）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第九号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。

（地域経済牽引事業計画の承認の申請）

第二条 法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十二條の規定による変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち造船法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画（以下単に「認定事業基盤強化計画」という。）

又は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画（以下単に「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該地域経済牽引事業を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款

二 当該地域経済牽引事業を行おうとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 法第十三条第三項第五号の事項を記載する場合においては、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、

現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等を用い

う。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四 当該地域経済牽引事業を行おうとする者が前項ただし書の規定に基づき承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画

3 法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条 法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が造船法第十一条第一項の認定又は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の第三項の認定を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款に変更があった場合には、その変更後の定款

二 当該承認地域経済牽引事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 法第十三条第三項第五号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四 当該承認地域経済牽引事業者が前項ただし書の規定に基づき変更の承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画

（実施状況の報告）

第四条 承認地域経済牽引事業者は、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則としてそれぞれの事業年度終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書によりその承認をした都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続）

第五条 承認地域経済牽引事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書に、承認地域経済牽引事業者であることを証する書面及び当該提案に係る承認地域経済牽引事業計画の写しを添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 承認申請予定事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書に、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

3 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合（当該提案が承認申請予定事業者による場合）にあつては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき、次項において同じ。）であつて、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときは、前二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及び当該提案を踏まえて講ずることとする措置の内容その他の事項を記載した様式第五による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

4 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合であつて、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項又は第二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第六による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

5 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、様式第七により、その内容を公表するものとする。

（国に対する確認に係る手続）

第六条 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、法第十七条第一項の規定により規定の解釈の確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第八による照会書及び前条第一項又は第二項の規定により提出された提案書その他の書類の写しを、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合には、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第十七条第一項に規定する求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に関するものであるときは、第一項の照会書その他の書類の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈について

引事業計画の実施に資するものであると認める場合（当該提案が承認申請予定事業者による場合）にあつては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき、次項において同じ。）であつて、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときは、前二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及び当該提案を踏まえて講ずることとする措置の内容その他の事項を記載した様式第五による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

4 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合であつて、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項又は第二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第六による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

5 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、様式第七により、その内容を公表するものとする。

（国に対する確認に係る手続）

第六条 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、法第十七条第一項の規定により規定の解釈の確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第八による照会書及び前条第一項又は第二項の規定により提出された提案書その他の書類の写しを、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合には、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第十七条第一項に規定する求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に関するものであるときは、第一項の照会書その他の書類の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈について

記載した様式第九による回答書を当該求めをした地方公共団体の長に交付するものとする。

4 法第十七条第一項に規定する求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 法第十七条第三項に規定する求めを受けた関係行政機関の長は、第一項の規定により主務大臣が照会書その他の書類の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈について様式第九による回答書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合には、主務大臣は、当該回答書を第一項の規定による求めをした地方公共団体の長に交付するものとする。

6 法第十七条第三項に規定する求めを受けた関係行政機関の長は、当該求めに係る解釈についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合には、主務大臣は、その通知の内容を法第十七条第一項に規定する求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年九月一六日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和二年十一月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

- 2 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附則 (令和三年二月二六日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)
この省令は、中小企業的事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。
附則 (令和三年三月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附則 (令和三年七月三〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)
この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和三年八月二日)から施行する。
附則 (令和三年九月二九日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和四年三月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)
この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第五十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
附則 (令和四年八月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1 (第2条第1項関係)

[illegible]

区分	事業開始年度						
	事業開始月						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(注)売上高							
※ 設備工事費							
※ 土地取得費							
※ 借入金利息							
合計(①+②+③)							
④売上総額							
⑤売上総利益							
⑥売上総利益率 (⑤÷④×100%)							

(エ) 経済的効果
(見込み)

(調査機関)

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済誘引事業の経済的効果（取引額、売上高、雇用者数、R&D経費）を達成する見込みであることを記載すること。

付表第3号

- 地域経済誘引事業の利用に関する施設に関する事項
別表1～2に記載
- 地域経済誘引事業の利用に関する施設の利用に関する土地の所有、地権、他部及び面積
別表1～2に記載
- 特定事業者が対象1～5条第2項、第2条各文又は第20条に定められた事業活動等に関する特許を受ける権利の事項
 - 当該特許定受業者と当該特許特定事業者との名称
 - 該等特定事業者の名称

(該特許等特定事業者の名称)

4

	(2) 事業経緯等の内容及び実施時期 (事業経緯等の内容)	
	(実施時期)	
(2) 法第 18 条第 2 項に定められた中小企業信用保証法の特約を受ける場合は、最初の 事業年度における以下の事項		
① 保証金の総付帯額を記すこと		
担保金合計額	＝	円 > 〇
② 法 173A 権利行使権限が 15 億以内であること		
法 173A 権利行使権限中	＝	円 ≤ 15
(計算式) (借入金・社債一括返済) ⇨ (営業利益×減価償却費)		
	＝	円
③ 貸倒引当	＝	円
貸倒引当 ()	> 円 ⇨ 繰上支出金 ()	< 円
4. 一般性団体が法第 23 条第 1 項又は第 2 項に定められた商標法の特約を受ける場合 の事項		
(1) 一般性団体の名称及び所在地		
(2) 一般性団体の構成員たる実態に関する定款の定め		
(3) 法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定の特約を受けようとする商標に係る商品又は役務		
5. 補助金等交付制度の活用に関する事項		
6. 法第 25 条に定められた譲取の特約に係る支障文書の確認を受けようとする場合には、 当該譲取行為の用に供する施設又は設備に関する事項		

							(附圖: 111)

様式第4（第5条第1項及び第2項関係）

様式第4（第5条第1項及び第2項関係）

事業環境の整備に係る措置の概要書

年 月 日

地方公共団体の長 氏 名

姓 苗
氏 名
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の高度化に関する法律第16条第1項の規定に基づき、前記の事項を記述し、下記のとおり地域経済牽引事業の促進に当たって必要と事業環境の整備のために行う措置に関する措置を、下記のとおり

記

1. 地域経済牽引事業の促進に当たって必要と事業環境の整備のために行う措置の内容

2. 実施が可能なとある事業促進策の内容

3. その他

（備考）
1. 地方公共団体の長の求めに応じ、必要な事項を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第5（第5条第3項関係）

様式第5（第5条第3項関係）

事業環境の整備に係る措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

所

地方公共団体の長 氏 名

年 月 日付付で提案があった事業環境の整備に係る措置については、下記のとおり措置を講ずる必要があると認めますので、通知します。

記

1. 措置を講ずるべきとする旨の措置の内容

2. 措置を講ずるべきとする旨の措置の概要

3. その他

（備考）
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第6（第5条第4項関係）

様式第6（第5条第4項関係）

事業環境の整備に係る措置を講ずる必要がない旨の通知書

年 月 日

所

地方公共団体の長 氏 名

年 月 日付付で提案があった事業環境の整備に係る措置については、下記のとおり措置を講ずる必要がないと認めますので、通知します。

記

1. 措置に係る措置を講ずる必要がないと判断する理由

2. 措置に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能なとある旨の措置

（備考）
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要旨）
「2. 措置に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能なとある旨の措置」には、提案があった事業環境の整備に係る措置の内容の改善、現行規制下において何らかの可能な事業の実施内容又はその他の方策等を具体的に記述するよう努めること。

様式第7（第5条第5項関係）

様式第7（第5条第5項関係）

講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容の公表

1. 講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容

2. 事業環境の整備に係る措置の整備の促進

3. その他

（記載要旨）
「1. 講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容」を、事業環境の整備に係る措置に関する施策を行った事業上の施策に講ずる場合については、これを公表の対象として記載しない。

様式第8（第6条第1項関係）

権利について規定する法律及び法律に基づく命令の制定に関する附帯書

年 月 日

主務大臣 氏 名

地方公共団体の長 氏 名

地域経済開発事業の促進による地域の発展促進の高層施設に関する法律第17条第1項の
規定に基づき、附帯第1条第1項の附帯を附した附則について規定するす
部1に掲げる法律及び法律に基づく命令（附帯を含む。）の規定や附則について、意見を求
めます。

記

1 権利の保護を定める法律及び法律に基づく命令（附帯を含む。）の名称等

2 具体的な権利事項

3 その他

（備考）

1 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

2 附則の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「第1条（具体的な権利事項）」には、権利の保護を定める法律及び法律に基づく命令（附
帯を含む。）の条項についての目録の見解を記載する。

様式第9（第6条第3項及び第5項関係）

権利について規定する法律及び法律に基づく命令の制定に関する附帯書

年 月 日

地方公共団体の長 氏 名

主務大臣等 氏 名

年 月 日付付で附則により権利の定めのある附について、下記のとおり
回答します。

記

1 法律及び法律に基づく命令（附帯を含む。）の制定の経緯

2 その他

（注）

本附帯は、権利を定める対象となる法律（条項）を所管する官署から、関係者から
提出された事実のみを根拠として、権利表における見解を添付したものであり、もとと
り、権利関係の判断や判断の過程を言から当該判断を所管するものではありません。

（備考）

附則の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「主務大臣等 氏 名」は、第6条第3項の規定による場合は主務大臣とし、同条
第5項の規定による場合は主務大臣及び関係行政機関の長の署名とする。